

VII デジタルサイネージガイドライン (案)

CONTENTS

1	はじめに	vii -4
2	協議対象	vii -5
	協議の対象となるデジタルサイネージ	vii -5
	協議対象地区	vii -6
3	基本方針—景観誘導の考え方	vii -8
4	設置基準	vii -9
	建物低層部に設置する場合	vii -9
	建物中層部に設置する場合	vii -10
5	設置基準の解説	vii -11
	建物低層部	vii -12
	・前提条件	vii -12
	・設置位置、形態・意匠の基準	vii -13
	・快適な街路景観創出のための基準	vii -14
	・周辺への影響を抑えるための基準	vii -16
	・コンテンツの基準	vii -18
	建物中層部	vii -20
	・前提条件	vii -20
	・設置位置、形態・意匠の基準	vii -21
	コンテンツ作成のポイント	vii -22
	デジタルサイネージ設置時チェックシート	vii -27
6	協議等手続きについて	vii -32
	必要な提出書類について	vii -32
	内部取扱規定・地域独自の基準の策定について	vii -35
	設置協議	vii -36
	実績報告	vii -37

景観コラム

デジタルサイネージが都市景観にもたらす影響について ____vii -16
福田 知弘（大阪大学 大学院工学研究科 准教授）

1

はじめに

充実



本ガイドラインでは、デジタルサイネージの設置に関する誘導方針や基準について解説しています。

デジタルサイネージは、広告物自体が発光することに加えて文字や映像が動く媒体であり、通常の屋外広告物以上に、夜間景観を含めた景観形成上影響が大きく、景観に悪影響を及ぼす恐れがあります。

そのため、重点届出区域については「点滅又は回転等をする広告物」として、モデル区間を除き、これまで原則掲出を不可としてきました。

しかし、近年デジタルサイネージを活用した商用広告の普及や緊急時の情報発信等のニーズが増えていることから、「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱」の改正（令和3年4月1日）を行い、景観面に配慮した一定の基準を満たすものについては、掲出を認めることとしました。

本ガイドラインでは、設置に関する誘導方針や要綱に規定されている基準について、イラストや図を用いた解説や基準に準拠した良好な事例などをハード・ソフトの両面から取りまとめています。

本ガイドラインを効果的に運用することで、重点届出区域のにぎわいのあるまちづくりをすすめるとともに、都市景観の魅力を高めることで、良好な景観形成を目指したいと考えています。



街を行き来する人を対象に多様な情報を発信



街を行き来する人や施設等を利用する人を対象に施設情報を発信



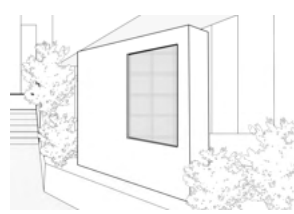
建物中層部に設置



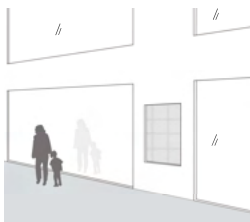
ペDESTロリアンデッキに設置



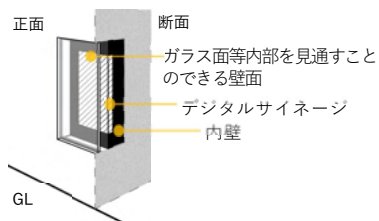
建物周辺に自立式を設置



建物低層部に設置



i ガラス面の内側に貼り付けられる広告物及びそれに類する広告物



ガラス面等の内側がデジタルサイネージの専用スペースとなっているものに限りま

2

協議対象

協議の対象となるデジタルサイネージ

自立式や壁面に設置するデジタルサイネージが協議対象です。

(ガラス面の内側に貼り付けたものも含まれます。)

協議の対象となるデジタルサイネージは常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に情報を発信するディスプレイ等の電子的な表示機器を用いた、表示内容が可変する屋外広告物（ガラス面の内側に貼り付けられる広告物及びそれに類する広告物を含む）とします。

